



別紙

事務連絡
平成26年12月18日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な配置について

平素より医療行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。
厚生労働省医政局におきましては、昨年9月に各都道府県知事宛に「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」を
発出し、ガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進
めていただくようお願いしているところではありますが、AEDについては、気
温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極
パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されています。AED
の効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただく中で、必要な場合にAEDが
適切に作動するよう、適切な温度管理のもとで配置いただくようお願いいたし
ます。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
病院前医療対策専門官 酒井
TEL : 03-5253-1111 内線 (2597)

薬食安発 1218 第 1 号
平成 26 年 12 月 18 日

<別記> 代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発第 0927 第 6 号、薬食発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）により、適切な維持管理について周知徹底をお願いしているところです。

AEDについては、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、AEDが正しく作動しない可能性が指摘されています。

については、貴社が製造販売するAEDについて、AEDの設置者・購入者に対して、AEDの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守および適切な保管方法について、特に寒冷地については直ちに情報提供するようお願いいたします。

<別記>

旭化成ゾールメディカル株式会社

オムロンヘルスケア株式会社

株式会社CU

日本光電工業株式会社

フィジオコントロールジャパン株式会社

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

標記について、別添写しのとおり、各製造販売業者代表者宛てに通知したので、お知らせいたします。